

公益信託の許可基準及び公益財団法人の公益認定基準

項目		公益信託	公益財団法人（摘示条文は、特に断りがない限り公益認定法）
公益性に関するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものであること（公益信託法第1条、第2条）</li> <li>・ 積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、①委託者と特定の関連を有する者等との親睦、意見交換等を主たる目的とするもの、②特定団体の構成員等のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの、③特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするものは許可しない（許可審査基準1）</li> </ul> <p>[認定特定公益信託の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受けること（別紙1参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号（別紙2参照）に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（以下「公益目的事業」という。）を行うことを主たる目的とするものであること（第2条第4号、第5条第1号）</li> </ul>
目的、事業の性質、内容に関するもの	公益目的事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益行為は、①公益信託の目的に照らして適切な内容であること、②原則として、助成金、奨学金等の資金又は物品の給付であること、③信託行為上具体的に明確にされていること、④営利事業として行うことが相当と認められる性格及び内容のものでないこと（許可審査基準2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該法人の関係者等又は営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこと（第5条第3号、第4号）</li> <li>・ 公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業等を行わないこと（第5条第5号）</li> <li>・ 公益目的事業以外の事業（収益事業等）が公益目的事業の実施</li> </ul>

			に支障を及ぼすおそれがないこと（第5条第7号）
	収支相償の原則	（規定なし）	・公益目的事業の収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること（第5条第6号）
	公益目的事業比率	（規定なし）	・公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること（第5条第8号）
ガバナンスに関する基準	組織に関する基準	・信託管理人及び運営委員会等を置くこと（許可審査基準6）	・評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置くこと（一般法人法第170条） ・収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること（第5条第12号）
	能力、属性に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること（許可審査基準6(2)ア）</li> <li>・信託管理人は、信託目的にふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること（許可審査基準6(2)イ①）</li> <li>・信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有するものでないこと（許可審査基準6(2)イ②）</li> <li>・運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる受益行為について深い学識経験を有する個人であること</li> <li>・運営委員会等の構成員の相当部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益目的事業に必要な経理的基礎及び技術的能力があること（第5条第2号）</li> <li>・同一親族等及び他の同一団体の関係者がそれぞれ理事又は監事の三分の一を超えないこと（第5条第10号、第11号）</li> <li>・理事、監事及び評議員のうちに、一定の犯罪を犯して刑に処せられた者や、暴力団員等に該当する者がいないこと（第6条第1号）</li> </ul>

		<p>分が同一親族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること（許可審査基準6(2)ウ③）</p> <p>[特定公益信託の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が信託会社であること</li> </ul>	
	報酬に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者への報酬の額は、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること（許可審査基準5）</li> </ul> <p>[特定公益信託の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないものであること</li> <li>・当該公益信託の信託管理人及び学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること（第5条第13号）</li> </ul>
財産に関するもの	財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が信託財産の中の相当部分を占めていないこと（許可審査基準4ア）</li> </ul> <p>[特定公益信託の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益目的事業に必要な経理的基礎及び技術的能力があること（第5条第2号）（再掲）</li> <li>・他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合を除き、他の団体の意思決定に関与することができる株式等を保有していないこと（第5条第15号）</li> </ul>

	特定財産の処分制限	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益目的事業に不可欠な特定財産について、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること (第5条第16号)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引受け当初の信託財産の運用によって生じる収入により、その目的の達成に必要な受益行為が遂行できる見込みがあること (ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な受益行為が存続期間を通じて遂行できる見込みであること) (許可審査基準4ア)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益目的事業に必要な経理的基礎及び技術的能力があること (第5条第2号) (再掲)</li> <li>・遊休財産額が一定額を超えないと見込まれること (第5条第9号)</li> </ul>
終了に関する基準		<p>(規定なし)</p> <p>[特定公益信託の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託終了時における信託財産が委託者に帰属しないこと</li> <li>・公益信託の終了 (信託の併合による終了を除く。) の場合において、その信託財産が国・地方公共団体に帰属し、又は類似の目的のための公益信託として継続するものであること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しない (一般法人法153条3項2号)</li> <li>・公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること (第5条第17号)</li> <li>・清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること (第5条第18号)</li> </ul>

(別紙1)

認定特定公益信託の認定を受けうる信託目的(所得税法施行令第217条の2第3項、法人税法施行令第77条の4第3項及び租税特別措置法施行令第40条の4第3項に規定されたもの)

- 一 科学技術(自然科学に係るものに限る。)に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給
- 二 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給
- 三 学校教育法第一条(定義)に規定する学校における教育に対する助成
- 四 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与
- 五 芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。
- 六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二条第一項(定義)に規定する文化財の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。
- 七 開発途上にある海外の地域に対する経済協力(技術協力を含む。)に資する資金の贈与
- 八 自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)に対する助成金の支給
- 九 すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。
- 十 国土の緑化事業の推進(助成金の支給に限る。)
- 十一 社会福祉を目的とする事業に対する助成

## 公益認定法別表

### 別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの